九州大学未来人材育成機構規則

令和 4 年度九大規則第 3 5 号制 定:令和 5年 3月28日最終改正:令和 6年 3月29日(令和 5 年度九大規則第 7 8 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。) 第15条の9第2項の規定に基づき、未来人材育成機構(以下「機構」という。)の構成 その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、博士課程をはじめとする全学の教育改革及び教育の質の向上を推進することを目的とする。

(教育改革企画室)

第3条 機構に、機構運営の統括並びに本学の教育に係る学内外の情報の収集・分析等に基づく教育改革の提案及び推進を担う組織として、教育改革企画室を置く。

(部門)

- 第3条の2 機構に、次に掲げる部門を置く。
 - (1) 評価·改善支援部門
 - (2) 博士教育改革・研究キャリア開発部門
 - (3) 学部·修士教育改革部門
 - (4) 高大接続改革部門
 - (5) 産学共創教育部門

(機構長)

- 第4条 機構に機構長を置き、総長をもって充てる。
- 2 機構長は、機構の業務を掌理する。

(副機構長)

第5条 機構に副機構長を置き、機構長が指名する理事、副学長、副理事又は教員をもって 充てる。

(室長及び部門長)

- 第6条 教育改革企画室に室長を置き、副機構長又は機構の教職員のうちから機構長が指 名する者をもって充てる。
- 2 第3条の2に定める各部門に部門長を置き、機構の教職員のうちから機構長が指名する者をもって充てる。

(任期)

- 第7条 前2条に規定する者の任期は、2年を超えない範囲で機構長が定める期間とする。
- 2 前項の者は、再任されることができる。

(運営会議等)

- 第8条 機構に、管理運営等に関する重要事項を審議するため、運営会議を置く。
- 2 運営会議の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、機構長が別に定める。 (事務)
- 第9条 機構に関する事務は、事務局及び関係各課の協力を得て、学務部学務企画課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が別に 定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 九州大学教育改革推進本部規則(平成29年度九大規則第24号)は廃止する。附 則(令和5年度九大規則第78号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。